

No	項目	質問	回答
1	交付対象者	令和８年７月１日時点ではＡ法人の事業所として事業運営していたが、令和８年９月１日で事業譲渡があり、運営がＢ法人となった場合、交付対象となるか。	交付対象となります。 この場合は、申請日時点の法人が申請してください。
2	交付対象者	一の事業所（同一建物、同一敷地内）で、障害福祉課とこども福祉課が所管するサービス事業を実施する多機能型事業所であるが、それぞれ交付対象となるのか。	対象となりません。 この場合は、 いずれか一方 での申請となります。 なお、 <u>申請の有無に関わらず、こども福祉課にご連絡ください。</u>
3	交付対象者	一の事業所で、児童発達支援と放課後等デイサービスの事業を実施している場合、それぞれ交付対象となるか。	多機能型として両事業を実施している場合は、１つの事業所としての扱いとなります。
4	交付対象者	令和８年７月１日から利用者負担を増加したが、本支援金を活用するため、申請日前までに増加分を利用者に返還する予定である。 この場合、支援金申請にあたって挙証資料を提出する必要があるか。	申請にあたり、増加分を利用者に返還した挙証資料の提出は不要です。 ただし、必要に応じ（例えば、増加分を利用者に返還していないにも関わらず、法人側が支援金を受領しているといった訴えがあった場合など）、課から挙証資料の提示を求める場合があります。実施要領８の「交付決定の取り消し及び支援金の返還」により返還を求める場合があります。
5	交付対象者	LP ガスを使用していないが交付対象となるか。	今回は LP ガスのみ補助対象となるため対象外となります。
6	交付対象者	複数の事業所があり、LP ガスを使用している事業所と LP ガスを使用していない事業所がある場合は申請対象となるか。	対象となります。ただし、LP ガスを使用している事業所のみ請求可能です。
7	支援金の額等	支援金の交付は、１法人につき１回限りとしているが、申請手続きも１回限りということか。	１法人につき１回限りです。 複数事業所がある場合は申請書の事業所一覧に記載し、まとめて申請してください。
8	支援金の額等	支援金の交付は、１法人につき１回限りとしているが、申請書類に記載漏れがあった場合、後から追加申請することは可能か。	１法人につき１回限りの交付としているため、既に交付決定により支援金が交付されている場合は不可とします。申請の際には、記載内容に不備がないか（申請者は適当か、振込先と申請者は同一か、金額は正しいか、指定等を受けていない事業所名が記載されていないか、定員数は正しいか、など）を十分にご確認ください。

■ 令和 8 年度越谷市障がい児通所支援事業所光熱費等高騰対策支援金 Q & A (こども福祉課)

No	項目	質問	回答
9	交付申請	交付申請の方法は。	通知のとおり、「越谷市電子申請届出サービス」により申請してください。
10	交付申請	LP ガスを契約していることがわかるものとは何か。	領収書、契約書類、引落が記録されている通帳、検針票、等。領収書だけでは LP ガスの利用がわからない場合などは、別途契約書類が必要です。
11	交付申請	交付申請後、支援金が交付されるまでの流れは。	交付申請書の提出（法人） ↓ 受付・申請内容の確認（こども福祉課） ↓ 申請の受理（こども福祉課） ↓ 交付決定通知書兼交付額確定通知書の送付（こども福祉課） ↓ 口座振込（こども福祉課） ↓ 支援金の交付（法人）
12	申請期間	令和 8 年 11 月 1 日以降に申請したものは、交付対象となるか。	交付対象外です。
13	交付決定等	支援金は、申請後、どのくらいの日数で交付（振込）されるのか。	申請受理後、概ね 30 日以内に振り込む予定です。
14	実績報告	実績報告は提出しなくてよいのか。	提出は不要です。ただし、関係書類等に関しては、市の補助金規則第 22 条の規定により、 事業完了年度の属する年度の翌会計年度から 5 年間保存しなければならない 、とされています。 この期間中に、こども福祉課から必要に応じて 挙証資料の確認等を行う場合がありますので、関係書類は適切に保管してください。